解体工事費補助

令和7年度 京都市空き家等の 活用・流通 (敷地活用)補助金 交付申請の手引

(お問合せ先・申請窓口)

京都市空き家相談窓口

所 在 地: 〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市役所分庁舎3階

京都市都市計画局住宅室住宅政策課内

電 話:075-231-2323

受付時間:9:00~11:30 / 13:00~16:30

(土・日・祝年末年始を除く)

(申請様式等)

https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000329679.html



令和7年3月作成(令和7年5月改訂)(京都市都市計画局住宅室住宅政策課)

目次

| 1 | 補助制度の概要 | 1 |
|--------------------------|---|-------------|
| (1) (2) (3) (4) | 申請手続等. 交付申請の受付期間. 申請受付窓口・問合せ先. 申請方法. 申請の流れ. | 1 1 1 |
| (1) (2) | 補助対象空き家.「空き家」の定義.補助対象空き家 | 3 |
| 4 | 補助対象者 | 9 |
| 5 | 補助対象事業1 | 0 |
| 6 (1) (2) | 補助金の交付額1補助対象経費1補助金の交付額1 | 2 |
| 7 | 交付申請書類1 | 6 |
| (1) (2) (3) | 補助事業の履行期間の延長2 | 5 5 |
| 9 | 実績報告書2 | 6 |
| 10 | 補助金請求書2 | 8 |
| 11 | 申請書類及び記入例2 | 9 |
| 12 | よくある質問と答え4 | 2 |

補助制度の概要 1

狭小な敷地等に存するため、活用・流通されにくい空き家について、解体除 却とその跡地の利活用を促すことを目的として、空き家の解体除却工事費の一 部を補助します。

由請手続等 2

(1) 交付申請の受付期間

令和7年4月1日(火)から令和8年1月30日(金)まで ※ 予算がなくなり次第、受付を終了します。

(2) 申請受付窓口・問合せ先

京都市空き家相談窓口

(所 在 地) 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地 京都市役所分庁舎3階 京都市都市計画局住宅室住宅政策課内

話) 075-231-2323 (電

(受付時間)午前9時から午前11時30分まで 午後1時から午後 4時30分まで (土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12/29~1/3)を除く。)



▲ 相談、申請等で窓口に来られる際は、必ず電話で事前に予約をお願い。 します(事前予約がない場合は、対応にお時間をいただく場合があり ます)。

(3) 申請方法

申請書類を申請受付窓口に持参又は郵送(ただし、申請期間内必着)

※ 申請書類(様式)は、空き家相談窓口で配布しているほか、本市ホー ムページからダウンロードできます。

https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000329679.html

- ※ 持参の場合は、必ず電話で事前に予約をお願いします。
- ※ 不備のない申請書を受理した日(郵送の場合は到着日)が受付日とな ります。

(4) 申請の流れ



▲ 交付決定の通知を受ける前に解体除却工事に着手している場合は、補助を 受けることはできません。

⚠ 以下の場合は事前に変更の申請が必要ですので、御相談ください。

- 交付申請の際に提出した施工事業者、工事内容等を変更しようとするとき
- やむを得ない事由により、交付決定の通知を受けた日の翌日から6か月を 経過する日又は令和8年3月13日(金)のいずれか早い日までに補助事業 (解体除却工事及び跡地の活用・流通)を完了する見込みがなくなったとき
- 工事を休止又は廃止するとき

手続をせずに上記の行為を行った場合は、補助金が支払われなくなる可能性が ありますので、十分御注意ください。

3 補助対象空き家

(1) 「空き家」の定義

本補助制度における「空き家」とは、建築物又はこれに付属する工作物で、 現に人が居住せず、又は使用していない状態にあるものをいいます。

A POINT

<対象>

- ・ 重層長屋を除く長屋建て住宅(連棟式住宅)の居住・使用していない「空き住戸」
- ・ 交付申請を受理する直前まで居住・使用していたが、交付申請の受 理時点で居住・使用していなかった建築物
- 住宅以外の用途の建築物

<対象外>

・ 共同住宅(マンション、アパート等)

(2) 補助対象空き家

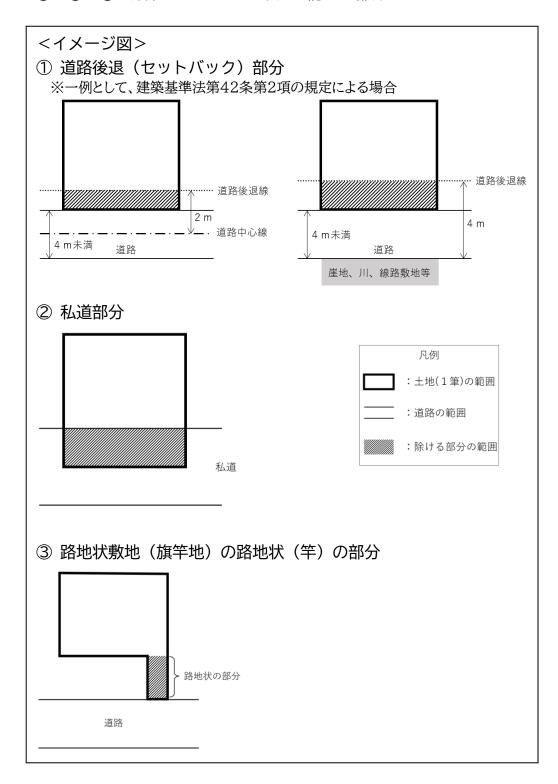
補助金の交付の対象となる空き家(以下「補助対象空き家」という。)は、 次のア〜クの要件を<u>全て満たすもの</u>とします。

ア 京都市内にあり、次の(ア)~(オ)のいずれかに該当するものであること。 ※ (ア)~(オ)のいずれかに該当するものであっても、<u>営利を主たる目的とする</u> <u>法人又は団体が所有する土地上に建っているものは対象外</u>です。

B POINT

- ➤ 土地や建物の状況により補助要件を満たすかどうかは、原則として、 土地及び建物の登記事項証明書で確認しますが、登記事項証明書と 利用実態とが異なる場合は、利用実態を証する資料を基に御相談くだ さい。
- (ア) 1 筆の土地**上に建っており、その土地の登記面積から次の①~④ に該当する部分を除いた部分の面積(以下「有効土地面積」という。) が50 ㎡以下である空き家
 - ※ 令和6年4月1日以降に、道路後退部分や私道部分などの整理以外の目的 で分筆された土地は対象外です。
 - ① 土地の前面道路の幅員が一定以下の場合に、建築基準法の規定により、土地と前面道路との境界線を後退させなければならない道路 後退(セットバック)部分

- ② 土地の一部に、不特定多数の者又は専ら特定の者の通行の用に供されている私道が含まれている場合は、その私道部分
- ③ 路地状の部分のみにより道路や通路に接する路地状敷地(旗竿地) の場合は、その路地状(竿)の部分
 - ※ 京都市建築基準条例第5条第1項に規定する幅員(例:路地状の部分が20m以下の場合は2m)以下の部分に限ります。
- ④ ①~③に類するものとして市長が認める部分



- (4) 1筆の土地*1上に建っており、その土地における敷地面積(建築基準法施行令第2条第1項第1号の規定*2に基づき算定した敷地面積。以下単に「敷地面積」という。)が建築基準法、京都市風致地区条例等で定められた当該土地のある地域、区域等における建蔽率の数値*3(以下「建蔽率の最高限度」という。)に応じて次の表に定める面積以下である空き家
 - ※1 令和6年4月1日以降に、道路後退部分や私道部分などの整理以外の目 的で分筆された土地は対象外です。
 - ※2 敷地の水平投影面積による。ただし、建築基準法第42条第2項、第3 項又は第5項の規定によって道路の境界線とみなされる線と道との間の 部分の敷地は、算入しない。
 - ※3 法令により異なる数値が2以上定められている場合は、それらの中で最 も小さい数値とします。

| 建蔽率の最高限度 | 面積 |
|----------|----------|
| 10分の2 | 1 5 0 m² |
| 10分の3 | 1 0 0 m² |
| 10分の4 | 7 5 m² |
| 10分の5 | 6 0 m² |
| 10分の6以上 | 5 0 m² |

POINT

- ★ 土地の登記面積が上記表で規定する面積以下のときは、補助対象と なります。(「敷地面積」の算定は不要)
- ★ 土地の登記面積が上記表で規定する面積を超えているときは、当該 土地における「敷地面積」が上記表で規定する面積以下の場合に補助 対象となります。(「敷地面積」の算定が必要)
- (ウ) 1筆の土地*1上に、別々に登記記録が作成された建物*2が2つ以上 ある場合で、次の①、②のいずれかに該当する空き家
 - ※1 令和6年4月1日以降に、道路後退部分や私道部分などの整理以外の目的 で分筆された土地は対象外です。
 - ※2 長屋建ての住戸など、区分して登記記録が作成されたものも対象です。
 - ① 当該土地の有効土地面積を各建物の1階の床面積^{*3}の比率に応じて案分した面積が50㎡以下であるもの
 - ② 当該土地における当該空き家に対する敷地面積(長屋建ての住戸の場合は、その住戸が属する一棟の建物に対する敷地面積を各住戸

の1階の床面積*3の比率に応じて案分した面積)が建蔽率の最高限度に応じて(イ)の表に定める面積以下であるもの

※3 登記記録に附属建物の記録がある建物については、その附属建物の1階 の床面積を含めた面積。

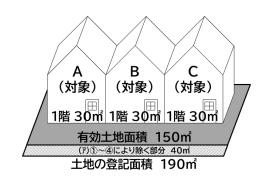
(①の例-1) A (対象外) 1階 30㎡ 1階 20㎡ 有効土地面積 100㎡ (ア)①~④により除く部分 25㎡ 土地の登記面積 125㎡

(案分計算例)Aに対する有効土地面積

有効土地面積(100)× Aの1階床面積(30) A、Bの1階床面積合計(50) = 60㎡

建物A、Bの1階の床面積がそれぞれ30㎡、20㎡の場合、それぞれの床面積で有効土地面積(100㎡)を案分すると、Aが60㎡、Bが40㎡となる。このうち、要件である50㎡以下を満たすBのみ補助対象となる。

(①の例-2)

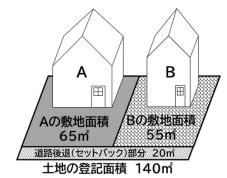


(案分計算例)Aに対する有効土地面積

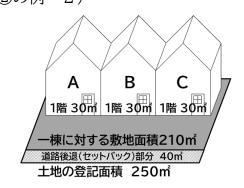
有効土地面積(150)× <u>Aの1階床面積(30)</u> =50㎡

長屋建ての住戸A、B、Cの1階の床面積がいずれも30㎡の場合、それぞれの1階の床面積で有効土地面積(150㎡)を案分すると、A、B、Cそれぞれ50㎡となる。A、B、Cいずれも要件である50㎡以下を満たすため補助対象となる。

(②の例-1)



(②の例-2)



(案分計算例)Aに対する敷地面積

ー棟に対する敷地面積(210)× Aの1階床面積(30) = 70㎡ A、B、Cの1階床面積合計(90) = 70㎡

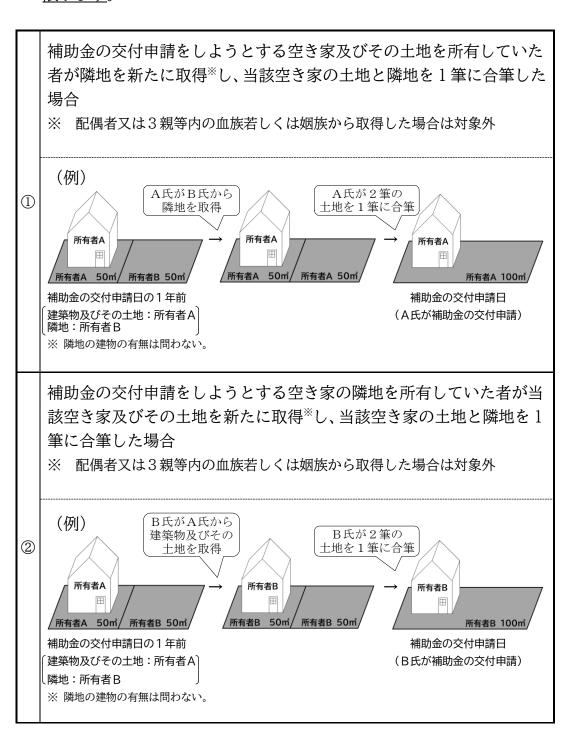
1筆の土地 (140 ㎡) に建物A、Bが建っており、建物Aの敷地面積が 65 ㎡、建物Bの敷地面積が 65 ㎡。

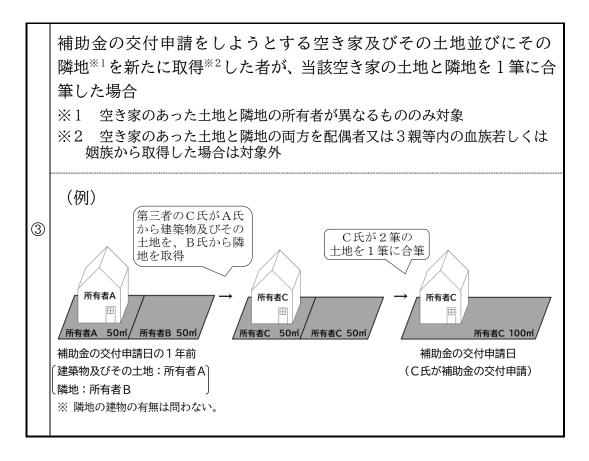
- ⇒建蔽率の最大限度が10分の4の地域にある 土地の場合は、補助対象となる敷地面積の上 限(75㎡)以下のA、Bいずれも補助対象 となる。
- ⇒建蔽率の最大限度が10分の5の地域にある 土地の場合は、補助対象となる敷地面積の上 限(60㎡)を超えるAは補助対象外となる が、上限以下のBは補助対象となる。

1筆の土地(登記面積 250 ㎡)に建つ長屋建て建物 (一棟に対する敷地面積 210 ㎡) の住戸A、B、 Cの1階の床面積がいずれも 30 ㎡のとき。それぞれの1階の床面積で一棟に対する敷地面積を案分 すると、A、B、Cいずれも 70 ㎡となる。

- ⇒建蔽率の最大限度が 10 分の4の地域にある土地の場合は、敷地面積の上限 (75 ㎡) 以下のA、B、Cいずれも補助対象となる。
- ⇒建蔽率の最大限度が10分の5の地域にある土地の場合は、敷地面積の上限(60㎡)を超えるA、B、Cいずれも補助対象外となる。

ただし、次の①~③のいずれかの方法により土地が合筆され、合筆 後の土地の所有者が補助金の交付申請日まで変更されていないものに 限ります。





- (オ) 当該空き家が2筆以上の土地にまたがって建っている場合は、それらの土地により構成される一団の土地の有効土地面積が50㎡以下であるもの又は当該一団の土地における敷地面積が建蔽率の最高限度に応じて3(2)ア(イ)の表(P5)の表に定める面積以下であるもの
- イ 個人が所有するものであること。
 - ※ 法人その他の団体が所有するものは対象外です。
- ウ 昭和64年1月7日に現に存していたこと。 ただし、昭和25年11月23日に現に存していた木造の建築物等は対象外です。
- エ 交付申請を受理した時点において、「空家等対策の推進に関する特別措置法」又は「京都市空家等の活用、適正管理等に関する条例」に基づく修繕や除却等の命令の対象となっていないこと。
- オ 補助を受けようとする解体除却工事について、国又は地方公共団体等に よる他の補助金等の交付を受けていないこと。
 - ※ 京都市防災まちづくり推進事業補助金(老朽木造建築物除却事業)な どの交付を受けている場合は対象外です。

- カ 過去10年以内に、国又は地方公共団体から耐震改修その他の改修工事に係る補助を受けていないこと。
- キ 公共事業の補償の対象となっていないこと。
- ク 補助を受けようとする解体除却工事に着手していないこと。

4 補助対象者

補助金の交付の対象となる者は、次の(1)~(4)のいずれかに該当する者とします。

(1) 補助対象空き家の所有者

補助対象空き家の所有権を複数の者で共有している場合は、代表者が申請してください。その場合は、補助対象空き家を解体除却することについて、他の全ての共有者の同意書**の写しが必要となります。

- ※ 次の内容が記載されたもので、様式は任意。(ホームページ(P 1 参照)に参考となる様式(参考様式 1)を掲載しています。)
 - ・ 解体除却する空き家の所在及び家屋番号 ※登記事項証明書のとおり記載すること
 - ・ 上記の空き家を解体除却することの同意
 - ・ 補助金の交付申請手続を申請者に委任すること
 - · 氏名、現住所、連絡先
 - 建物の登記事項証明書の権利部(甲区)に記載の住所と現住所が異なる場合は、 本人に相違ない旨の誓約
 - ※ 本人の同一性を確認できる書類(登記事項証明書に記載の住所が記載された 住民票や転送された郵便物等)を添付する場合は省略できます。

(2) 補助対象空き家の所有者(被相続人)の法定相続人

(相続による補助対象空き家の所有権移転が未登記の場合)

法定相続人が複数いる場合は、代表者が申請してください。その場合は、 補助対象空き家を解体除却することについて、他の全ての法定相続人の同意 書*の写しが必要となります。

※ (1)の同意書と同内容が記載されたもので、様式は任意。(ホームページ(P 1 参 照)に参考となる様式(参考様式 2)を掲載しています。)

(3) 補助対象空き家がある土地の所有者

補助対象空き家の所有者が不存在で民事執行法第 171 条に規定する代替 執行の決定を得た補助対象空き家のある土地の所有者については、補助金の 交付の対象者とします。

(4) 公的機関が発行した書類により、補助対象空き家を処分する権限を有する と認められる者(不在者財産管理人、相続財産の清算人等) ※ (1)~(4)のいずれかに該当する者であっても、「京都市税の滞納のある者」 又は「京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第 5号に規定する暴力団密接関係者」は補助金の交付の対象者とはしません。

5 補助対象事業

補助金の交付の対象となる事業は、次の(1)~(5)を全て満たすものとします。

- (1) 補助対象空き家の解体除却工事(当該工事により隣接する建築物及び土地に補修等が必要となる場合は、そのための工事を含む。)であること。
- (2) 敷地全体を更地にする工事であること。 ただし、次のア又はイのいずれか場合は、敷地全体を更地にする工事でな くても補助金の交付の対象と認める場合があります。
 - ア 補助対象空き家の一部又はこれに附属する門、塀等を残置することが 安全上等の理由によりやむを得ないと認められる場合
 - (例) ・境界塀の一部が隣地所有者と共有の場合
 - ・境界紛争防止等の理由から撤去することが困難な基礎、塀等(高 さ20cm程度まで残置可)
 - ・立木(約5m以上)の幹(高さ20cm程度まで残置可)
 - ・土留めを兼ねた車庫の壁等
 - イ 補助対象空き家が「3(2)ア(\dagger)又は(\pm)のいずれか」(P5~8)に該当する場合
- (3) 京都市内に本店又は主たる事務所を置く事業者*1へ請け負わせて実施する工事であること。(特別な理由*2があると認める場合は、京都市外に本店又は主たる事務所を置く事業者*1へ請け負わせて実施する工事も対象とします。)
 - ※1 <u>【重要】工事を請け負わせる事業者は、建設業法による許可(土木工事業、建築工事業又は解体工事業のいずれか)又は建設リサイクル法に基づく解体工事業</u>の登録を取得している必要があります。
 - ※2 特別な理由の例:
 - ・「解体除却とその後の新築工事をまとめて同じ事業者に依頼するため、個別に解体除却工事を行う事業者を選べなかったため」
 - ・「○○㈱、△△㈱、□□㈱など◇社以上 (※3社程度以上) の京都市内の事業者 に当たったが、補助事業の完了期限である令和8年3月13日までに解体を 完了できる事業者を見つけられなかったため」 など
- (4) 補助対象空き家を解体除却した後の跡地を活用・流通させること。
 - ア 補助対象空き家の所有者がその敷地を所有する場合

跡地を「自己利用(収益目的を除く。)」又は「売却*」すること。

- ※【重要】売却する場合は、売りに出していることを不動産事業者のホ ームページ等で第三者が確認できる状態にする必要があります。(売 却済みの場合を除きます。)
- イ 補助対象空き家の所有者がその敷地を所有しない場合 補助対象空き家の所有者からその敷地の所有者に、跡地の利活用を促す こと。
- (5) 補助対象空き家があった土地と隣地等を一体の土地として利用する場合 (6(2)の※3参照(P13~15))、10年間は一体利用するものである こと。(一体利用する土地をまとめて同一の者に売却する場合はこの限りで ありません。)

▲ 補助事業の実施期間について

- 交付決定の通知を受けた日の翌日から6か月を経過する日又は令和8年 3月13日(金)のいずれか早い日までに、補助事業(解体除却工事及び 跡地の活用・流通)を完了し実績報告をする必要があります。
 - ※ やむを得ない事由により、上記期限までに補助事業を完了する見込み がなくなったときは、事前に申請をすることにより、履行期間の延長が 認められる場合があります。

6 補助金の交付額

(1) 補助対象経費

補助金の交付の対象となる事業の実施に要する費用のうち、次の費用を補助対象とします。(<u>工事見積書で審査します</u>。)

| | 直接工事費 | 直接仮設費 | 共通費等 |
|-----|---|--|---|
| 対象 | ・建物解体除却(地なら ・建物解体除却(地なら ・程度まで) ・擁壁、門、塀解体除却 ・立木竹等の伐採(剪 のみや雑草草刈を除 く) ・隣接する建物の外壁修 理 ・アスト調査・除及び ・廃材等の収集運搬及び など | ・足場 ・養生シート ・左記の解体除却に 要する重機 ・整理清掃後片付け など | ・交通誘導員 ・仮設・電気 ・仮設トイレ ・官庁除く) ・法定福利費 ・法経費 など 共通費等は、対象経費と |
| 対象外 | ・家財道具、電化製品等 の処分 ・舗装(割栗石・玉砂利 敷などを含む) ・地中埋設物撤去 など | | 対象外経費の比率で案分 |

(2) 補助金の交付額

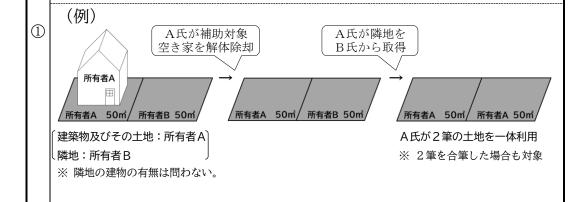
| 解体除却する 空き家 | 補助対象空き家の解体除却後の跡地と それに隣接等する土地等との一体利用(※3) 一体利用しない場合 一体利用する場合 | | |
|---|--|--|--|
| <ケース1> 戸建てや長屋建 て住宅の1住戸 等を解体除却す るとき ※ケース2以外の 全ての場合 | 次の①と②のいずれか少ない額×1/3(千円未満切捨て)で、上限は600,000円 ① 6(1)の補助対象経費の合計額(税抜き) ② 補助対象空き家の延べ床面積*1(㎡)×33,000円 | 次の①と②のいずれか少ない額×1/3(千円未満切捨て)で、上限は800,000円 ① 6(1)の補助対象経費の合計額(税抜き) ② 補助対象空き家の延べ床面積*1(㎡)×33,000円×4/3 | |

| 解体除却する | 補助対象空き家の解体除却後の跡地と | | |
|-------------------------|---|---|--|
| | それに隣接等する土地等との一体利用(※3) | | |
| 空き家 | 一体利用しない場合 | 一体利用する場合 | |
| | 次の①~③の最も少ない額 | 次の①~③の最も少ない額 | |
| <ケース2> | ① 次のアとイのいずれか 少ない額×1/3(千円未 満切捨て) | ① 次のアとイのいずれか 少ない額×1/3(千円未 満切捨て) | |
| 長屋建て住宅の連続する2以上 | ア 6(1)の補助対象経費 の合計額(税抜き) | ア 6(1)の補助対象経費 の合計額(税抜き) | |
| の住戸を同時に 解体除却すると き | イ 解体除却する住戸の 延べ床面積* ¹ 合計(㎡) ×33,000円 | イ 解体除却する住戸の 延べ床面積*1合計(㎡) ×33,000円×4/3 | |
| | ② 補助対象空き家の数 ^{*2} ×600,000円 | ② 補助対象空き家の数 ^{*2} ×600,000円+200,000円 | |
| | ③ 1,800,000円 | ③ 2,000,000円 | |

- ※1 登記記録に附属建物の記録がある場合は、その附属建物の床面積を含めた面積とします。
- ※2 「補助対象空き家の数」とは、解体除却する住戸の延べ面積の合計が $80\,\text{m}$ 以下のときは $1\,\text{k}$ とし、 $80\,\text{m}$ 超のときは $80\,\text{m}$ 以内を増すごとに $1\,\text{k}$ を加えた数とします。(例: $80\,\text{m}$ 以下は1、 $80\,\text{m}$ 超~ $160\,\text{m}$ は 2、 $160\,\text{m}$ 超~ $240\,\text{m}$ 以下は3)
- ※3 所有者が異なっていた2筆以上の連続する土地を同一の者が所有することにより、それらの土地を合筆して1筆の土地にまとめること(合筆後の土地の有効土地面積が50㎡を超えるもの又は合筆後の土地における敷地面積が建蔽率の最大限度に応じて3(2)ア(4)の表(P5)に定める面積を超えるものに限ります。)又はそれらを一体の土地として利用すること(それらの土地で構成される一団の土地の有効土地面積が50㎡を超えるもの又はその一団の土地における敷地面積が建蔽率の最大限度に応じて同表に定める面積を超えるものに限ります。)をいい、次の①~④のいずれかの方法によるものに限ります。

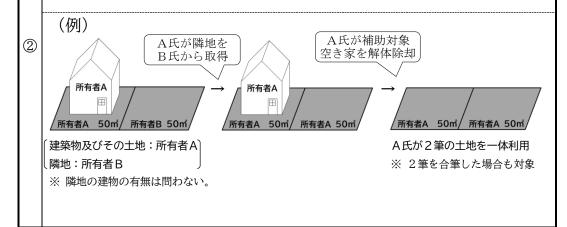
補助対象空き家及びその土地を所有する者が、補助対象空き家を解体除却した後、補助金の交付申請から1年以内に隣地を新たに取得**し、それらの土地を1筆に合筆したもの又はそれらの土地を一体の土地として利用するもの

※ 配偶者又は3親等内の血族若しくは姻族から取得した場合は対象外



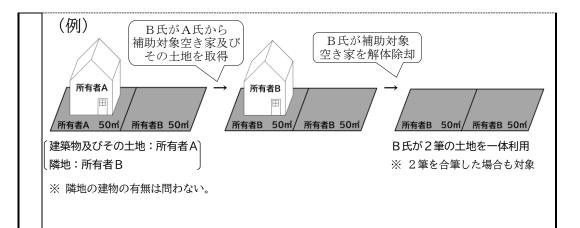
補助対象空き家及びその土地を所有していた者が、補助金の交付申請日から遡って1年以内に隣地を新たに取得*し、それらの土地を1筆に合筆したもの又は補助対象空き家を解体除却した後、それらの土地を一体の土地として利用するもの

※ 配偶者又は3親等内の血族若しくは姻族から取得した場合は対象外



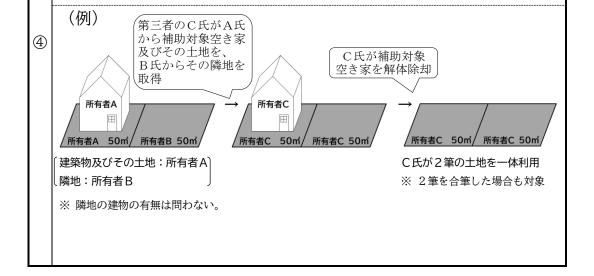
補助対象空き家の隣地を所有していた者が、補助金の交付申請日から 遡って1年以内に当該補助対象空き家及びその土地を新たに取得**し、 それらの土地を1筆に合筆したもの又は補助対象空き家を解体除却し た後、それらの土地を一体の土地として利用するもの

※ 配偶者又は3親等内の血族若しくは姻族から取得した場合は対象外



補助金の交付申請日から遡って1年以内に補助対象空き家及びその土地並びにその隣地*1を新たに取得*2した者が、それらの土地を1筆に合筆したもの又は補助対象空き家を解体除却した後、それらの土地を一体の土地として利用するもの

- ※1 補助対象空き家の土地と隣地の所有者が異なっていたもののみ対象
- ※2 補助対象空き家の土地と隣地の両方を配偶者又は3親等内の血族若しく は姻族から取得した場合は対象外



7 交付申請書類

(1) 全員提出が必要な書類

★印の書類は、本市ホームページ(P1参照)からダウンロードできます。

| X | 印の書類は、本市ホームページ(P1参照)からタウンロードできます。 | | |
|---|---|--|--|
| | 必要な書類 | 備考 | |
| 1 | 補助金交付申請書 | ・P29~31参照 | |
| | (第1号様式)(★) | ・申請書裏面(P30参照)の添付書類チェックリスト(1)も記入してください。 | |
| | | ・補助対象空き家の解体除却後の跡地とそれに隣接等する土地等とを一体利用する場合(6(2)の※3参照(P13~15))は、第1号様式別紙(P31参照)の添付書類チェックリスト(2)も提出してください。(一体利用しない場合は提出不要です。) | |
| 2 | 付近見取図 | 補助対象空き家の所在が確認できる住宅地図等(縮尺 1/1500 程度) | |
| | | ※補助対象空き家の所在地を図示してください。 | |
| 3 | 現況写真 | 2か月以内に撮影した補助対象空き家の現況写真 | |
| | | ※指定の様式はありませんので、A4サイズの用紙に 貼付又は印刷し、撮影日を記載してください。 | |
| | | ※解体除却後に残置する物がある場合は、当該残置物の現況写真も提出してください。 | |
| 4 | 補助対象空き家に | (例) 所有者 (所有権を複数人で共有している場合は | |
| | 居住・使用していな | 全共有者)の住民票*若しくは戸籍の附票又は補助対 | |
| | いことが確認できる書類 | 象空き家に係る電気、ガス、水道のいずれかの閉栓時 期若しくは未使用の状況が確認できる書類 など | |
| | ※コピー可 | ※ <u>住民票を提出する場合は、マイナンバーが記載されていないものを提出してください</u> 。 | |
| ⑤ | 建物の登記事項証 | ・3か月以内に発行されたもの | |
| | 明書 (全部事項証明 書) ※コピー可 ※未登記の場合は下欄 | ・補助対象空き家が建てられた時期が確認できない場合は、建物の閉鎖事項証明書(全部事項証明書)及び建てられた時期が確認できる書類(下記の<未登記の場合>の欄参照)を別途提出してください。 | |
| | | ・1 筆の土地に別々に登記記録が作成された複数の建物があり、その1つが補助対象空き家である場合は、同一土地上にある他の全ての建物の登記事項証明書(全部事項証明書)を提出してください。 | |
| | | ※ <u>インターネットの登記情報提供サービスから印刷</u> した書面は登記官の印がなく、証明書として認められませんので、法務局で発行される登記官の印のある証明書を提出してください。 | |

| | 必要な書類 | 備考 |
|---|---|---|
| | <未登記の場合> 補助対象空き家の ・所有者 ・床面積 ・建てられた時期 が確認できる書類 ※コピー可 | ○所有者が確認できる書類 (例)家屋の固定資産評価証明書(共有名義の場合 は共有者氏名表)(※3か月以内に発行され たもの) など |
| | | ○床面積が確認できる書類 (例)家屋の固定資産評価証明書(家屋明細書) (※3か月以内に発行されたもの) など |
| | | ○建てられた時期が確認できる書類 (例)家屋の固定資産税の課税開始時期が確認でき る書類、建築基準法による検査済証 など |
| 6 | 土地の登記事項証 | ・3か月以内に発行されたもの |
| | 明書 (全部事項証明 書) ※コピー可 | ・補助対象空き家が複数の土地にまたがって建っている場合は、それら全ての土地の登記事項証明書(全部事項証明書)を提出してください。 |
| | | ※ <u>インターネットの登記情報提供サービスから印刷</u> <u>した書面は登記官の印がなく、証明書として認められません</u> ので、法務局で発行される登記官の印のある証明書を提出してください。 |
| 7 | 解体除却する事業 者の工事見積書の コピー | ・全体で「解体工事一式」等の記載ではなく、 <u>工事内</u> 容と費用の内訳(単価、数量等)が記入されたもの (P19の例を参照)を御提出ください。 |
| | | ・宛名は申請者名で、見積書内に解体除却する空き家 の所在地が記載されていること。 |
| | | ・交付申請時点で有効期間内であること。 |
| | | ※1社の見積書があれば申請は可能ですが、2社以上 の見積合せを推奨します。 |
| 8 | 解体除却する事業 者の建設業許可又 は解体工事業の登 録のコピー | ・解体除却する事業者は、建設業法による許可(土木 工事業、建築工事業又は解体工事業のいずれか)又 は建設リサイクル法に基づく解体工事業の登録を 受けている必要がありますので、見積りを取得する 際に、上記の許可又は登録が確認できる資料のコピ ーを併せて提出してもらってください。 |
| | | ・解体除却する事業者は、原則として、京都市内に本 店又は主たる事務所を置く事業者である必要があ ります(支店や営業所が市内にあっても、本店が市 外にある事業者は対象外です)。 ただし、特別な理由があると認める場合(P10参 照)は、京都市外に本店又は主たる事務所を置く事 業者でも認める場合があります。 |

| | 必要な書類 | 備考 |
|----|--|--|
| 9 | 誓約書兼同意書(第 2号様式)(★) | P 3 2 参照 |
| 10 | 申請者の本人確認 書類のコピー | 申請者の本人確認書類のコピー。顔写真付きの証明書 1点又は顔写真がない証明書の場合2点 |
| | ※来所での申請の 場合は、原本も併 せて御持参くだ さい。 | (顔写真付きの証明書) 運転免許証、旅券(パスポート)、マイナンバーカード(表面のみ)、その他官公署が発行した顔写真付きの証明書 (顔写真がない証明書) 健康保険被保険者証(資格確認書)*1、年金手帳・証書、社員証・学生証、公共料金の通知書(氏名が記載されているもの)、預金通帳、個人番号通知カード*2、その他氏名が確認できるもの |
| | | ※1 健康保険被保険者証(資格確認書)のコピー を提出する場合は、必ず申請者自身で「記号」 「番号」「被保険者番号」「保険者番号」「二 次元コード」を黒塗りする等して見えないよう にしてください。 |
| | | ※2 個人番号通知カードのコピーを提出する場合 は、必ず申請者自身でマイナンバーを黒塗りす る等して見えないようにしてください。 |



▲登記について

不動産の所有者が変更された場合の「移転登記」、相続による所有権移転の 「相続登記」(令和6年4月1日から義務化)は、不動産に関する権利関係を明確 にする重要な手続です。

詳細については、司法書士等の専門家に御相談ください。

(工事見積書の例)

※ 記載項目はあくまで一例です。実際の工事内容が記載されたものを提出ください。

| | 見和 | 責書の例 | | |
|----------------------------|--------------|-----------------------------------|-------------------|---------------|
| ななで「解体工事一式」 記入されたものを御提出 | 等の記載ではなください。 | く、工事内容 | 容と費用の内訳 | (単価、数量等) |
| 名は申請者名であること | | n == 1±=+ | 〇〇年 | 00月00日 |
| 0000様 | 征 | P見積書 | | |
| 0 0 0 0 1.3. | 解体除却す | る空き家の所 / | 在地が記載されて | いること |
| 下記のとおり御見積申し | 上げます。 / | / | 株式会社〇〇 代表取締役 | |
| □事名称:○○様邸 解 | 体工事 🗸 | | TOOO-O | |
| □事場所:京都市○○区 | | 針地 | | 0000000 |
| 有効期限:発行から1か | | ×+\\ | TEL 075- 担当:○○ | 000-0000 |
| 金額:¥○○○○○ · | | / | 担当・〇〇 sれ、それぞれの | 豊田について |
| - | 数量・単価等が | 記載されている | 3:26. | 資用に グいて、 |
| 工事内容 | | 数量 | 単価 | 金額 |
| 解体撤去工事費 | | | | |
| 木造建物解体撤去工事 | Ī | $\bigcirc\bigcirc$ m ² | 000円 | 0000円 |
| 足場養生費 | | OOm ² | 000円 | 0000円 |
| 石綿含有建材対応 | | $\bigcirc\bigcirc$ m ² | 000円 | 0000円 |
| 植栽伐採費 | | 一式 | 000円 | 0000円 |
| 庭石撤去費 | | 一式 | 000円 | 0000円 |
| 外構(ブロック塀、『 | 門扉)撤去費 | OOm | 000円 | 0000円 |
| 発生材処分費 | | 一式 | 000円 | 0000円 |
| 残置物処分費 | | | | |
| 家財道具等処分費 | | 一式 | 0000円 | 0000円 |
| 諸経費 | | | | |
| 諸経費 | | 一式 | 0000円 | 0000円 |
| 値引き | | | | -000円 |
| | 小計 | | | 0000円 |
| <i>I</i> | 消費税 | | | 000円 |
| | 7135470 | | | |

(工能の例では、家園道具の処力質は対象外です。) ※補助対象・対象外の経費はP12を御覧ください。

(2) 個別の状況により、該当する場合に提出が必要な書類

★印の書類は、本市ホームページ(P1参照)からダウンロードできます。

| | | -ン(PI参照)かりタフノ | |
|---|-----------------------------------|--------------------------------|--------------------------------------|
| | 提出が必要な場合 | 必要書類 | 備考 |
| | 土地の登記面積が50㎡ 超(※) | 土地の形状、前面道路並び に有効土地面積を算出する | |
| | かつ | ために除いた部分及びその | 部分の長さが記載さ |
| | *** | 面積を示した図 | れたもの |
| | 参照)が50㎡以下 | ※申請者が手書き等で作成 | |
| | | <u>した図も可</u> | 3)の場合は、セットバック寸法と |
| | ※隣接等する土地との一 | | その根拠及び道路 |
| | 体利用のために、1年以 | | に面した部分の敷 |
| | 内に合筆したことにより登記面積が50㎡超 | | 地幅員 |
| | の土地となっている場 | 上記図の各箇所の長さを示 | |
| | 合 (3(2)ア(エ)該当 (P | した写真(メジャーを置い | , |
| | 7))は除きます。(別 途、P23の必要書類が | て撮るなどした写真) | 影日を記載してくだ さい。 |
| | 必要な場合があります) | | - 0 |
| | | 当該土地の地域、地区等に | |
| | | おける建蔽率が分かる書類 | 報等検索ポータルサ イト (※)から出 |
| | | ※コピー可 | カしたもの など |
| | 1 11 - 30 - 3 - 3 | | * |
| 0 | 土地の登記面積が50㎡ 超(※) | | http://keikan-gis.city. |
| | かつ | | kyoto.lg.jp/cityplannin g/portal/ |
| | | | |
| | 敷地面積がその土地における。 | | |
| | ける建蔽率の最大限度に 応じて3(2)ア(4)の表(P | | |
| | 5)の表に定める面積以下 | 土地の形状、前面道路並び | |
| | | に敷地面積の範囲及び敷地 | |
| | ※隣接等する土地との一 | 面積を示した図 | 分の長さが記載され たもの |
| | 体利用のために、1年以内に合第したことによ | ※ <u>申請者が手書き等で作成</u> した図も可 | _ |
| | 内に合筆したことにより登記面積が50㎡超 | | ※セットバック寸法 |
| | の土地となっている場 | ※土地の登記面積が建蔽率 に応じて3(2)ア(1)の表 | とその根拠及び道 路に面した部分の |
| | 合 (3(2)ア(エ)該当 (P 7)) は除きます。 (別 | (P5)に定める面積以 | |
| | 金、P24の必要書類が | 下の場合は添付省略可 | 777. G IH25 |
| | 必要な場合があります) | 上記図の各箇所の長さを示 | A4サイズの用紙に |
| | | した写真(メジャーを置い | |
| | | て撮るなどした写真) | 影日を記載してくだ |
| | | ※上記図の添付を省略する | さい。 |
| | | 場合は添付不要 | |

| | 提出が必要な場合 | 必要書類 | 備考 |
|----------|---|---|---|
| 2 | 建物の登記事項証明書 (全 部事項証明書) に記載され た所有者の住所と現住所 に相違がある場合 | 登記事項証明書に記載の住所と氏名が記載された書類 ※コピー可 ※提出できないときは誓約 書(第12号様式)(★)(P 39参照) | (例) 住民票、転送 された郵便物 など ※上記 <u>④(P16)</u> の住民票又は戸籍 の附票で確認でき る場合は添付不要 |
| 8 | 補助対象空き家の所有権 を複数の者で共有してい る場合 | 申請者が補助対象空き家を 解体除却すること及び申請 者が代表して補助金申請等 の手続をすることについて の申請者以外の <u>所有者全員</u> の同意書のコピー | 様式は任意です。 ※参考様式1 (★) をホームページに 掲載しています。 |
| 4 | 相続による補助対象空き 家の所有権移転が未登記 の場合 | 所有者(被相続人)が死亡 していること及び法定相続 人が確認できる資料 ※コピー可 法定相続人が複数いる場合 は、申請者が補助対象空き 申請者が代表して補助とに申請等の申請者以外の法定相 続人全員の同意書のコピー | (例) 法務局で交付 を受けた法定相続情 報一覧図 など 様式は任意です。 ※参考様式2(★) をホームページに 掲載しています。 |
| ⑤ | 売買契約後の補助対象空 き家の所有権移転が未登 記の場合 | 売買契約書のコピー 売買契約金額を支払った領 収書(分割払いの場合は全 額分)のコピー | 全てのページ |
| 6 | 補助対象空き家の建物に 所有権以外の権利が設定 されている場合 | 申請者が補助対象空き家を 解体除却することについて の権利者(設定されている 全ての権利者)の同意書の コピー | 様式は任意です。 ※参考様式3(★) をホームページに 掲載しています。 |
| • | 長屋建て住宅の全住戸の うち一部の住戸を解体除 却する場合 | 申請者が解体除却しようとしている住戸以外の他の全ての住戸の所有者が確認できる書類 ※コピー可申請者が補助対象の住戸を解体除却することについての、他の全ての住戸の所有者の同意書のコピー | (例)各住戸の建物 の登記事項証明書 様式は任意です。 ※参考様式4(★) をホームページに 掲載しています。 |

| | 提出が必要な場合 | 必要書類 | 備考 |
|------------|--|---|--|
| 8 | 補助対象空き家の所有者 と補助対象空き家がある 土地の所有者とが異なる 場合 ※土地所有者が申請者で ある場合を除く。 | 申請者が補助対象空き家を 解体除却することについて の土地所有者の同意書のコ ピー | 様式は任意です。 ※参考様式5 (★) をホームページに 掲載しています。 |
| © | 補助対象空き家の所有者 が不存在で、補助対象空き 家がある土地の所有者が 申請する場合 | 申請者が民事執行法第 171 条に規定する代替執行の決 定を得たことを証する書類 ※コピー可 | |
| 10 | 民法の規定による財産の 管理人等、補助対象空き家 を処分する権限を有する 者が申請する場合 | 補助対象空き家を処分する 権限を有することを証する 書類 ※コピー可 | |
| (1) | 申請手続等を申請者以外の者に代行させる場合 | 委任状(第 14 号様式) (★) 委任を受けた者の本人確認 書類のコピー | P41参照 本人確認書類は P18の⑩参照 ※法人の従業員とし て委任を受けた場 合は、法人の従業 員であることを証 明する社員証等の コピーも併せて提 出してください。 |

(3) 補助対象空き家の解体除却後の跡地とそれに隣接等する土地等とを一体利用する場合に提出が必要な書類

★印の書類は、本市ホームページ(P1参照)からダウンロードできます。

| 隣地統合方法 | 必要書類 | 備考 |
|----------------------|--|--|
| | 一体利用する予定の各土地の地番、形状及 び位置関係が確認できる書類 ※コピー可 | (例)公図、地積測量 図(3か月以内に発行 されたもの) など |
| 6(2)の ※3の ①の場合 | 一体利用する予定の各土地(補助対象空き 家が存する土地を除く。)の登記事項証明 書(全部事項証明書) ※コピー可 | 3か月以内に発行さ れたもの |
| (P14参照) | 一体利用する予定の各土地(補助対象空き 家が存する土地を除く。)の現況写真 | ・2か月以内に撮影したもの・A4サイズの用紙に貼付又は印刷し、撮影日を記載 |

| | Г | | |
|-------------------------------|--------------|---|--|
| | 一すの記施用地登実合 | 一体利用する予定の各土地の 地番、形状及び位置関係が確認 できる書類 ※コピー可 | (例)公図、地積測量図(3か月以内に発行されたもの) など |
| | | 一体利用する予定の各土地(補助対象空き家が存する土地を除く。)の登記事項証明書(全部事項証明書)※コピー可 | 3か月以内に発行されたもの |
| | | 一体利用する予定の各土地(補助対象空き家が存する土地を除く。)の現況写真 | ・2か月以内に撮影したもの・A4サイズの用紙に貼付又は印刷し、撮影日を記載 |
| | | 誓約書(第13号様式)(★) | P40参照 |
| | | 合筆の対象となった各土地の 合筆前の地番、形状及び位置関 係が確認できる書類 | (例)合筆前の公図、 地積測量図など |
| | | ※コピー可 | |
| 6(2)の ※3の | | 合筆により閉鎖された全ての 土地の登記事項証明書(閉鎖事 項証明書) ※コピー可 | |
| 2~40 | | 誓約書(第 13 号様式)(★) | P40参照 |
| いずれか の場合 (Pl4~ 15参照) | 一体利用 する土地 | ①合筆前に補助対象空き家が存していた土地について、「登記面積が50㎡超」かつ 「有効土地面積が50㎡以下」 | ①と②のいずれにも 該当する場合は、①か ②のいずれかを提出 してください。 |
| | の合筆登 | であった場合 | 7人、、1. デイギン がたけいし |
| | 記を実施済みの場合 | 合筆前の土地の形状、前面道 路並びに有効土地面積を算 出するために除いた部分及 びその面積を示した図 | 除いた面積を算出す るために必要となる 部分の長さが記載さ れたもの |
| | | ※申請者が手書き等で作成 した図も可 | ※3(2)ア(ア)①(P3)の場合は、セットバック寸法とその根拠及び道路に面した部分の敷地幅員 |
| | | 上記図の各箇所の長さを示 した写真(メジャーを置いて 撮るなどした写真) | A 4 サイズの用紙に 貼付又は印刷し、撮影 日を記載してくださ い。 |
| | | | |

| |)合筆前に補助対象空き家が としていた土地の敷地面積が | ①と②のいずれにも 該当する場合は、①又 |
|---|---|--|
| | 基蔽率の最高限度に応じて別 | は②のいずれかを提 |
| | とに定める面積以下であった しょうしん しょうしん しょうしん しょく しんしん しんしん しんしん しんしん しんしん しんしん しんし | 出してください。 |
| 場 | 拾 | |
| | 当該土地の地域、地区等にお | 「京都市都市計画情報 |
| | ける建蔽率が分かる資料 | 等検索ポータルサイ |
| | | ト」(※)から出力し たもの など |
| | | <pre>% http://keikan-gis.city. kyoto.lg.jp/cityplanning/</pre> |
| | | portal/ |
| | | |
| | 土地の形状、前面道路並びに | 敷地面積を算出するた |
| | 敷地面積の範囲及び敷地面積 | めに必要となる部分の |
| | を示した図 | 長さが記載されたもの |
| | ※申請者が手書き等で作成し | ※セットバック寸法 |
| | <u>た図も可</u> | とその根拠及び道 |
| | ※土地の登記面積が建蔽率 | 路に面した部分の |
| | に応じて3(2)ア(イ)の表 | 敷地幅員 |
| | <u>(P5)に定める面積以下</u> | |
| | の場合は添付省略可 | |
| | 上記図の各箇所の長さを示し | A4サイズの用紙に |
| | た写真(メジャーを置いて撮 | 貼付又は印刷し、撮影 |
| | るなどした写真) | 日を記載してくださ |
| | ※上記図の添付を省略する | い。 |
| | 場合は添付不要 | |
| | | l . |

<留意事項>

申請状況に応じて、上記以外の書類の提出を求めることがあります。

8 変更申請書類(交付決定後の補助事業の内容の変更、履行期間の延長等)

(1) 補助事業の内容の変更

補助金の交付決定の通知を受けた後に、交付申請した補助事業の内容を変 更しようとするときは、事前に変更の申請(補助事業変更申請書(第5号様 式)*P33参照)を行ってください。

POINT

- ➤ 解体除却工事を行う事業者を変更しようとするときも事前に変更の 申請が必要です。
- ➤ 補助対象工事に変更を生じない工事内容の変更など、変更申請が不 要な場合もありますので、まずは御相談ください。



▲ 手続をせずに変更した場合は、補助金が支払われなくなる可能性があ りますので、十分御注意ください。

(2) 補助事業の履行期間の延長

補助事業の完了期限は、交付決定の通知を受けた日の翌日から起算して6 か月を経過する日(その日が休日の場合は、その前で最も近い平日の日)又 は令和8年3月13日のいずれか早い日です。

やむを得ない事由により、完了期限までに補助事業を完了する見込みがな くなったときは、事前に補助事業の履行期間の延長の申請(補助事業変更申 請書(第5号様式)*P33参照)を行うことにより、履行期間の延長を認 める場合があります。



◆手続をせずに延長した場合は、補助金が支払われなくなる可能性があ りますので、十分御注意ください。

(3) 補助事業の休止・廃止

補助事業を休止又は廃止しようとするときは、補助事業休止・廃止報告書 (第8号様式)*(P34参照)を提出してください。

※ 補助事業変更申請書(第5号様式)及び補助事業休止・廃止報告書(第8号様 式)の様式は、本市ホームページ(P1参照)からダウンロードできます。

9 実績報告書

★印の書類は、本市ホームページ(P1参照)からダウンロードできます。

| | | -ン(PI参照)からダワフロートできまり。 |
|---------------|-----------------------|---|
| | 必要な書類 | 備考 |
| | 事業実績報告書(第9 六)(★) | ・P35~37参照。報告書裏面(P36参照) の添付書類チェックリスト(1)、補助金に 関するアンケートも記入してください。 |
| | | ・補助対象空き家の解体除却後の跡地とそれに 隣接等する土地等とを一体利用する場合(6 (2)の※3参照(P13~15))は、第9号 様式別紙(P37参照)の添付書類チェック リスト(2)も提出してください。(一体利 用しない場合は提出不要) |
| 書又は | 業に係る請負契約 はこれに代わる書類 | ・交付申請時(又は変更申請時)に提出した見 積書と同一の事業者との契約であること |
| (工事 コピー | 注文請書等)の | ・契約者は申請者であること |
| | - | ・工事金額の内訳(工事内容の内訳と金額(単 価、数量等))が記入されたもの |
| | | ・解体除却とその後の新築工事等を同じ事業者 に依頼する場合でも、原則、別々の契約とし てください。 |
| | | ・工事着手日が補助金交付決定日より後である ことが分かること |
| ③ 補助事 | 業に要した費用を | ・宛名は申請者名であること |
| | たことを証する領)コピー | ・分割払いの場合は、その全ての領収書 |
| ④ 補助事 示す写 | 業完了後の状況を 『真 | ・申請時に提出した写真と同方向から撮影した ものを含めてください。 |
| | | ・残置物がある場合は、当該残置物の現況写真 も含めてください。 |
| | | ・隣接する建築物等の補修が補助事業に含まれ る場合は、補修後の写真も含めてください。 |
| | | ・跡地の保全のためにビニールシート等を敷く 場合、敷設前に写真撮影してください。 |
| | | ※指定の様式はありませんので、A4サイズの 用紙に貼付又は印刷し、撮影日を記載してく ださい。 |

| | 必要な書類 | 備考 |
|---|---|---|
| 5 | <跡地の利活用方法が「売却」で、売却中のとき> | (例)物件情報が掲載された不動産事業者等の ホームページ画面、不動産広告チラシ など |
| | 売りに出していることを第 三者が確認できる書類 | ・掲載日や掲載期間が確認できる資料を併せて 提出してください。 |
| | ※コピー可 | |
| 6 | <跡地の利活用方法が「売却」で、売却済みのとき> | 全ページのコピー |
| | 売買契約書のコピー | |
| 7 | <跡地の利活用方法が「自己利用」のとき> 具体的な利用方法、計画及び状況が確認できる書類 | 様式は任意です。 ※参考様式6(★)をホームページに掲載して います。 |

<補助対象空き家の解体除却後の跡地とそれに隣接等する 土地等とを一体利用する場合に提出が必要な書類>

★印の書類は、本市ホームページ(P1参照)からダウンロードできます。

| 隣地統合方法 | 必要書類 | | 備考 |
|------------------|------------|---|--|
| | | 一体利用する各土地 (補助対象空き家が 存していた土地を除 く。)の所有権移転 登記後の登記事項証 明書(全部事項証明 書) ※コピー可 | 3か月以内に発行されたも の |
| 6(2)の※3 | 合 土地の台津登 | 現況写真 | ・一体として利用する土地の全景が分かるもの |
| の①の場合 (Pl4参照) | | | ・申請時に提出した写真と 同方向から撮影したもの を含めてください。 |
| | | | ・A4サイズの用紙に貼付 又は印刷し、撮影日を記 載したもの |
| | | 誓約書(第13号様 式)(★) | P40参照 |
| | | | |

| | | 合筆後の土地の登記 事項証明書(全部事 項証明書) ※コピー可 | 3か月以内に発行されたも の |
|-------------------------------|--------------------------------------|--|--|
| | 一体利用する | 現況写真 | ・土地の全景が分かるもの |
| | 土地の合筆登 記を実施済み の場合 | | ・申請時に提出した写真と 同方向から撮影したもの を含めてください。 |
| | | | ・A4サイズの用紙に貼付 又は印刷し、撮影日を記 載したもの |
| | | 誓約書(第13号様 式)(★) | P40参照 |
| | 現況写真 | | ・一体として利用する土地 の全景が分かるもの |
| 6(2)の※3 | | | ・申請時に提出した写真と 同方向から撮影したもの を含めてください。 |
| の②~④の いずれかの 場合 (Pl4~ | | | ・A4サイズの用紙に貼付 又は印刷し、撮影日を記 載したもの |
| 15参照) | '' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' | に合筆登記未実施で の後、合筆登記を実施 | 3か月以内に発行されたも の |
| | | 土地の登記事項証明 証明書) ※コピー可 | |

<留意事項>

申請状況に応じて、上記以外の書類の提出を求めることがあります。

10 補助金請求書

補助金交付額確定通知を受けた日から30日以内に、補助金請求書(第11号様式)(P38参照)により補助金の請求を行ってください。

※ 様式は、本市ホームページ (P1参照) からダウンロードできます。

11 申請書類及び記入例

<補助金交付申請書(第1号様式)表面>

| | 第1号様式(第8章 | 冬思(玄) | ※記載の | 住所に通知書を送付します。 | 提出日 | <mark>を記入</mark> |
|---------|---------------------------|-----------------|-----------------------|-----------------------------------|--------------------------|-------------------------------|
| | | |)活用・流通 | / (敷地活用)補助金交付 | 付申請書 | |
| | (宛先) 京都市長 | | 77 <u>1</u> 1713 | 令和 | 7年 4月 1日 | 1 |
| | 申請者の住所(〒 | | 571) | 申請者の氏名 | | |
| | | | 1 | 京都 | 太郎 | |
| | 京都市中京 上本能寺前 | 区寺町通復 前町488番 | 『池上る ○地 | | | |
| | | | | 【電話: 090 − ○ | 000 – 0000) | |
| | 京都市空き家等 | の活用・流 | 范通(敷地活月 | 用)補助金交付要綱第 | 8条第1項の規定に | _ |
| | より、関係書類を | 添えて申請 | | | | |
| | | | | 項証明書の表題部の「所在」 | 欄から転記してください | |
| | | 所 在 | 景御巾 ○○ | ○区 △△町21番地4 | | |
| | | | ※建物の登記事項 | 頁証明書の表題部の「家屋番号」 | 欄から転記してください | |
| | 補助対象空き家 | 家屋番号 | 21番4 | | | 物の登記事項証 |
| | の概要 | 建築年 | □明治□ | 大正 ☑ 昭和 _4 | 0 年 4 「」 | 書の表題部の 原因及びその日 〔登記の日付〕」 |
| 着手予 | 定日は交付申請日から | 形 態 | ☑ 一戸建て | □ その他(| | を確認のうえ記入 |
| 2週間 完了予 | 以上経過した日を、定日は実績報告書の | | □ 長屋建て | (申請住戸の数 戸 | 戸(全戸) | |
| 提出予 | 定日を記入。 | 添付書類 | 別紙のとおり | 2 ※裏面「添付書類チェ | ックリスト (1)」参照 | |
| | 補助事業実施 | 自(解体 | 除却工事着手) |) 令和 7 年 | 5月10日 | |
| | 予定期間 | | の活用・流通 | | 8月31日 | ※工事に着手で |
| | | | | 書の写し)のとおり | | きるのは本市か ら交付決定を受 |
| | 解体除却工事 | (担当者 | | 電話: 075 - 〇0 たる事務所を置く事業者で | | けてからです。また、補助事業 |
| | を行う事業者 | | | この事務所を直く事業者で 新築工事をまとめて同じ | | の実施期間は交付決定通知を受けてから6か月 |
| 務所を置く事業 | 内に本店又は主たる事 業者である必要があり | ため、個 | 別に解体除却に | が 工事を行う事業者を選べ | なかったため。 | 後又は令和8年 3月13日のいず |
| | な理由があれば、市外 認める場合があります。 | 補助対象空 | 三 三き家の一部又 | はこれに附属する門、地 | 屏等の残置物の有無 | れか早い日まで です(交付決定 |
| | 解体除却後の | □なし | | | ないと認める場合を除 | 後、申請により 実施期間の延長 |
| | 敷地の状況 | | | 情界塀の一部 <mark>✓ き、更地に</mark> ので残置す | にする必要があります する場合は理由を記入 | が認められる場 合があります)。 |
| | | | ,残置理由: <mark>隊</mark> | ‡地所有者と共 <mark>有してい</mark> ・ | るため | |
| | 見積書の金額 | 金2,0 | 00,000 | 円(税抜き) | | |
| | | ☑ する | 一体利用す | 「る(又は合筆した)」 | 上地の所在 | |
| | | | し京都市 ○ | ○ 区 △△町21番地5 | i . | <u> </u> |
| | 解体除却に伴い | 添付 | 別紙のとおり | の ※別紙「添付書類チェ | ックリスト (2)」参照 | |
| | 隣接等する土地 | 書類 □ しない | <u> </u> | | | |
| | との一体利用* | ※ 補助対 | 象空き家の土地 | 也の所有者とそれに隣接 | | |
| | | | | 所有権移転によりそれら の土地として利用され、 | | |
| | | | に合筆されるも | | ヘは にないり♥ノエキ世が。 | |
| | 解体除却後の | □ 売却 | | 所有者に返却 | | |
| | 跡地の利活用方法 | | | 会:住宅を新築 |) | |
| | 備考 | □その他 | L (| |) | |
| | [備 考 ※ 該当する□に | レ印を記す | 1 てくだもい | <u> </u> | (裏面に続く | |
| | 水 図目りる口に | アミカに | レイトにさり | • 0 | (表囲に旅へ | .) |

※添付した書類の口に√を記入 添付書類チェックリスト(1) ① 補助対象空き家の付近見取図(縮尺 1,500 分の 1 程度の住宅地図 等) ※補助対象空き家を図示したもの ② 補助対象空き家の現況写真(2か月以内に撮影したもの) A4サイズの用紙に貼付又は印刷し、撮影日を記載したもの 解体除却後に残置する物がある場合は、当該残置物の現況写真も提出してください。 ③ 補助対象空き家に居住・使用していないことが確認できる書類の写し(所有者の住民票 など) <④-1 補助対象空き家の建物の登記がされている場合> □ 補助対象空き家の建物の登記事項証明書(全部事項証明書)*の写し **→☑** 補助対象空き家が建てられた時期が確認できる (確認できない場合は、建物の閉鎖事項証明書その他建てられた時期が確認できる書類を添付(下記❸も参照) 3か月以内に発行されたもの。登記情報提供サービスから印刷したものは不可 1筆の土地に別々に登記記録が作成された建物(区分して登記記録が作成された区分建 物を含む。)が2以上存する場合であって、そのうちの1つが補助対象空き家である場合は、 全ての建物の登記事項証明書(全部事項証明書) <④-2 補助対象空き家の建物の登記がされていない場合> 補助対象空き家の❶所有者、❷床面積、❸建てられた時期が確認できる書類の写し □ ●所有者(家屋の固定資産評価証明書(共有名義の場合は共有者氏名表)など) □ ②床面積(家屋の固定資産評価証明書(家屋明細書)など) □ 3建てられた時期(家屋の固定資産税の課税開始時期が確認できる書類など) ※ 1、2は3か月以内に発行されたもの ⑤ 補助対象空き家が存する土地の登記事項証明書(全部事項証明書)の写し ※ 3か月以内に発行されたもの。登記情報提供サービスから印刷したものは不可 ※ 補助対象空き家が複数の土地にまたがって建っている場合は、その全ての土地の登記事項証明書(全部事項証明書) ⑥ 解体除却する事業者の工事見積書(内訳明細が記載されたもの)の写し ※ 宛名は申請者名で、見積書内に解体除却する空き家の所在地が記載されているもの ⑦ 解体除却する事業者の建設業許可又は解体工事業の登録の写し ✓ 8 誓約書兼同意書(第2号様式) 9 申請者の本人確認書類の写し(顔写真付き1点 又は 顔写真なし2点) <土地の登記面積が 50 ㎡超の場合(隣接等する土地との一体利用のために合筆した場合は除く。)> (要綱第3条第1号アに該当する場合) 個別の事情に より、各項目 に該当する場 合は添付し 道路後退部分、私道部分、路地状敷地の路地状部分等を除いた部分の土地面積が50㎡以下 であることを示した図及び写真 (A4サイズの用紙に貼付又は印刷し、撮影日を記載) (要綱第3条第1号イに該当する場合) 当該土地の地域等における建蔽率が分かる書類の写し てください。 建築基準法に規定する敷地面積が建蔽率に応じて要綱の別表に定める 面積以下であることを示した図及び写真 (A4サイズの用紙に貼付又は印刷し、撮影日を記載) (□ 土地の登記面積が建蔽率に応じて要綱の別表に定める面積以下であるため添付を省略) <建物の登記事項証明書(全部事項証明書)に記載された所有者の住所と現住所に相違がある場合> 該 住民票又は転送された郵便物(旧住所の記載がある書類)の写し ※ ③の住民票で確認できる場合は不要。添付できない場合は誓約書(第12号様式)を添付 当 <補助対象空き家の所有権を複数の者で共有している場合> □ 申請者以外の所有者全員の同意書の写し(任意様式(参考様式1)) <相続による補助対象空き家の所有権移転が未登記の場合> る 所有者(被相続人)が死亡していること及び法定相続人が確認できる書類の写し (例:法務局で交付を受けた法定相続情報一覧図の写し など) 場 法定相続人が複数いる場合は、申請者以外の法定相続人全員の同意書の写し(任意様式(参考様式2) 合 <売買契約後の補助対象空き家の所有権移転が未登記の場合> □ 売買契約書(全ページ)の写し □ 売買契約金額を支払った領収書(分割払いの場合は全額分)の写し 0 <補助対象空き家の建物に所有権以外の権利が設定されている場合> 4 □ | 所有権以外の権利者の同意書の写し(任意様式(参考様式3)) 添 <長屋建て住宅の全住戸のうち一部の住戸を解体除却する場合> □ | 他の住戸の所有者が確認できる書類の写し(例:各住戸の建物の登記事項証明書) 付 他の全ての住戸の所有者の同意書の写し(任意様式(参考様式4)) < 補助対象空き家の所有者と補助対象空き家が存する土地の所有者とが異なる場合> □ 土地所有者の同意書の写し(任意様式(参考様式5))※土地所有者が申請者である場合は不要 <補助対象空き家が存する土地の所有者が申請する場合> □ 補助対象空き家の所有者が不存在で民事執行法第171条の代替執行の決定を得たことを証する書類の写し <民法の規定による財産の管理人等、補助対象空き家を処分する権限を有する者が申請する場合> □ 補助対象空き家を処分する権限を有することを証する書類の写し <申請手続等を申請者以外の者に代行させる場合> 委任状 (第14号様式) 及び受任者の本人確認書類の写し ※受任者が法人の担当者の場合は、当該法人の従業員であることが確認できる書類の写しも併せて添付 添付した書類の□には、レ印を記入してください。

上記のほかにも、書類の提出を求めることがあります。

補助対象空き家の土地とそれに隣接等する土地とを合筆した場合又は補助対象空き家の解体除却に伴い一体利用する場合のみ提出 第1号様式別紙 添付書類チェックリスト(2) 補助対象空き家の土地とそれに隣接等する土地を合筆した場合又は補助対象空き家の解体除却に伴い一体として利用する場合 補助対象空き家の所有者が、補助対象空き家の解体除却後に隣接等する土地 を新たに取得*する予定の場合 この申請から1年以内に、配偶者又は3親等内の血族若しくは姻族以外の者から取得する予定のものに限る。 該当するもの 又は 添付した書類 の□に✔を記入 一体利用する予定の各土地の地番、形状及び位置関係が確認できる書類の 写し(例:公図、地積測量図(3か月以内に発行されたもの)) -体利用する予定の各土地(補助対象空き家が存する土地を除く。) の登 \checkmark 記事項証明書(全部事項証明書)の写し(3か月以内に発行されたもの) 一体利用する予定の各土地(補助対象空き家が存する土地を除く。)の現 況写真(2か月以内に撮影したもの)※A4サイズの用紙に貼付し、撮影日を記載 次の②~④のいずれかに該当する場合 ② 補助対象空き家の所有者が、補助対象空き家の解体除却前に隣接等する 土地を新たに取得※した場合 ※ この申請から遡って1年以内に、配偶者又は3親等内の血族若しくは姻族以外の者から取得したものに限る。 □ ③ 補助対象空き家に隣接する土地の所有者が、補助対象空き家及び補助対 象空き家が存する土地を新たに取得*した場合 ※ この申請から遡って1年以内に、配偶者又は3親等内の血族若しくは姻族以外の者から取得したものに限る。 □ ④ 補助対象空き家及び補助対象空き家が存する土地並びにそれに隣接等す る土地の所有者以外の者がそれらを新たに取得*した場合 ※ この申請から遡って1年以内に取得したもので、補助対象空き家が存する土地と それに隣接等する土地の所有者が異なっていたものを第三者が取得したものに限 る。ただし、補助対象空き家が存する土地及びそれに隣接等する土地のいずれも配 偶者又は3親等内の血族若しくは姻族から取得した場合は除く。 (1) 一体利用する土地の合筆登記を実施していない場合 一体利用する予定の各土地の地番、形状及び位置関係が確認できる書 類の写し(例:公図、地積測量図(3か月以内に発行されたもの)) 一体利用する予定の各土地(補助対象空き家が存する土地を除く。)の 登記事項証明書(全部事項証明書)の写し(3か月以内に発行されたもの) 一体利用する予定の各土地(補助対象空き家が存する土地を除く。)の 現況写真(2か月以内に撮影したもの)※A4サイズの用紙に貼付し、撮影日を記載 □ | 誓約書 (第 13 号様式) 一体利用する土地の合筆登記を実施済みの場合 合筆の対象となった各土地の合筆前の地番、形状及び位置関係が確認 できる書類の写し(例:合筆前の公図、地積測量図等) 合筆により閉鎖された全ての土地の登記事項証明書 (閉鎖事項証明書) の写し □ 誓約書(第13号様式) 次のア、イのいずれかを添付 合筆前に補助対象空き家が存していた土地について、道路後退部 分、私道部分、路地状敷地の路地状部分等を除いた部分の土地面積 T が50 m以下であることを示した図及び写真(A4サイズの用紙に 貼付又は印刷し、撮影日を記載) (□ 土地の登記面積が50㎡以下であったため添付を省略) 当該土地の地域等における建蔽率が分かる書類の写し 合筆前に補助対象空き家が存していた土地について、建築基準法に 規定する敷地面積が建蔽率に応じて要綱の別表に定める面積以下 1 であることを示した図及び写真(A4サイズの用紙に貼付又は印刷 し、撮影日を記載)

(□ 土地の登記面積が建蔽率に応じて要綱の別表に定める面積以下であったため添付を省略)

第2号様式(第8条関係)

誓約書兼同意書

(宛先) 京都市長

私は、京都市空き家等の活用・流通(敷地活用)補助金(以下「補助金」という。) の交付申請に当たり、下記の事項について誓約し、及び同意します。

記

<誓約事項>

- 1 補助金の交付申請書及び添付書類の内容は事実に相違ないこと。
- 2 補助対象空き家は、現に人が居住せず、又は使用していない状態にあること。
- 3 補助金を交付申請する補助事業について、国又は地方公共団体等による他の補 助金等の交付を受けていないこと。
- 4 補助対象空き家は、補助金の交付申請日から遡って 10 年以内に、国又は地方 公共団体から耐震改修その他の改修工事に係る補助を受けていないこと。
- 5 補助対象空き家は、公共事業の補償の対象となっていないこと。
- 6 京都市税の滞納がないこと。
- 7 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に 規定する暴力団密接関係者でないこと。
- 8 解体除却に伴い、補助対象空き家が存する土地と補助対象空き家が存する土地 に隣接等する土地とを一体として利用する場合は、同一の者にまとめて売却する 場合を除き、一体利用を開始した日から10年間は一体利用を解消しないこと。
- 9 補助対象空き家が存する土地を所有している場合は、解体除却後の跡地につい て、所有している期間中、雑草の繁茂等により周辺住民の居住環境を悪化させな いよう適正に管理を行うこと。
- 10 補助金の交付申請及び補助事業の実施により発生したトラブル等については、 申請者の責任において全て解決し、京都市に対して一切の損害を与えないこと。

<同意事項>

- 1 補助金の交付に必要な範囲内において、京都市が必要事項を調査し、及び関係 機関へ照会を行うこと。
- 2 誓約事項に反する事実が判明したことにより補助金の交付の決定が取り消さ れた場合には、交付された補助金を定められた期限内に全額返還すること。

令和 7 年 4 月 1日

(申請者)

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 住 所

> きょうと たろう (ふりがな) 太郎

京都 氏 名

(生年月日: **昭和 OO** 年 **O** 月 **OO** 日)

第5号様式(第9条及び第10条関係)

京都市空き家等の活用・流通(敷地活用)補助事業変更承認申請書

| (宛先) 京都市長 | 令和 7 年 8 月 1日 |
|------------------------------|--------------------|
| 申請者の住所(〒 604-8571) | 申請者の氏名 |
| 京都市中京区寺町通御池上る 上本能寺前町488番地 | 京都 太郎 |
| | (電話:090-0000-0000) |

✓第9条第2項 京都市空き家等の活用・流通(敷地活用)補助金交付要綱 【□第 10 条第 1 項 . どちらかをチェック 第9条第2項=期限までに補助事業を完了する見込みがないとき 第10条第1項=補助事業の内容を変更するとき の規定により 補助金交付決定迪知書 令和 7 年 4 月 2 0 日 京都市指令都住政第 ○○号 の年月日及び番号 補助事業変更承認通知書 令和 年 月 日 京都市指令都住政第 の年月日及び番号 ☑ 補助事業の完了期限までに完了する見込みがない ⇒(あ)及び(い)欄を記入 □ 補助事業の内容の変更 変 更 X 分 変更内容に応じて ⇒(あ)、(う) 及び(え)欄を記入 チェック □ その他 ⇒(あ)及び(う)欄を記入 ※具体的に記載すること。別紙に記載することも可。 〇〇により、完了期限までに補助事業を完了する見込みが (あ) なくなったため。 変更理由を具体的に記載してください。 ※補助事業の履行期間の延長は、やむを得ない事由 があると認められる場合に限ります。 変 更 玾 由 変更前 令和 7 年 8 月 3 1日 (V) 令和 7 年 1 0 月 3 1日 補助事業の完了見込み 変更後 ※上記の(あ)変更理由に見合った時期を記入すること。 変更前 (う) 変 更 内 容 変更後 円 (え) 補助金交付予定額(変更前) 金 補助金交付額|補助金交付申請額(変更後) Щ 金 申請事項に応じて、適宜、写真、補助金額算出書等の資料を添付してください。

<補助事業休止・廃止報告書(第8号様式)>

第8号様式(第10条関係)

京都市空き家等の活用・流通(敷地活用)補助事業休止・廃止報告書

| (宛先) 京都市長 | 令和 7 年 8 月 1 日 |
|------------------------------|---------------------|
| 申請者の住所(〒 604-8571) | 申請者の氏名 |
| 京都市中京区寺町通御池上る 上本能寺前町488番地 | 京都 太郎 |
| | (電話: 090-0000-0000) |

京都市空き家等の活用・流通(敷地活用)補助金交付要綱第10条第3項の規定により、補助事業を休止し、又は廃止する旨を報告します。 補助金交付決定通知書の年月日及び番号 つつ 7年4月20日京都市指令都住政第〇〇号 補助事業変更承認通知書の年月日及び番号 つつ 年月日及び番号 つつ 日京都市指令都住政第一号 解体工事を行わず売却することとしたため。 第9号様式(第11条関係)

京都市空き家等の活用・流通(敷地活用)補助事業実績報告書

 (宛先) 京都市長
 令和7年8月20日

 申請者の住所(〒604-8571)
 申請者の氏名

 京都 太郎
 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

 (電話:090-000-000)

京都市空き家等の活用・流通 (敷地活用)補助金交付要綱第11条の規定により報 告します。 補助金交付決定通知書 令和 7 年 4 月20日 京都市指令都住政第○○号 の年月日及び番号 補助事業変更承認通知書 令和 月 日 京都市指令都住政第 묽 年 の年月日及び番号 ◆ 補助金交付決定通知書に記載の金額 補助金交付予定額 円 金 667, 000 補 助 事 業 令和 7 年 5 月 1 0 日 自 (解体除却工事着手) 実 施 期 間 至(跡地の活用・流通) 令和 7 年 8 1 日 補助事業に要した 金 2,000,000円(税抜き) 費用(実支出額) 補助対象空き家の一部又はこれに附属する門、塀等の残置物の有無 やむを得ないと認める場合を除き 更地にする必要がありますので、 残置する場合は理由を記入 解体除却後の □なし ✓ あり ∫残 置 物:境界塀の一部 敷地の状況 残置理由: 隣地所有者と共有しているため □ 売却 ☑ 自己利用(利用方法:住宅を新築) 解体除却後の □ 土地所有者に返却 跡地の利活用方法 └→□ 土地所有者に敷地の利活用を促し済み □ その他(一体利用する(又は合筆した)土地の所在 ✓ する 京都市 〇〇 区 △△町21番地5 別紙のとおり 添付 書類 ※別紙「添付書類チェックリスト(2)」参照 解体除却に伴い 空き家利活用の普及啓発等のために、京都市が補助 事業に係る写真等を使用し、ホームページや広報物 隣接等する土地と \checkmark 等において事例紹介することに同意します。 の一体利用※ □ しない 同意いただける 補助対象空き家の土地の所有者とそれに隣接等する土地の所有者と 場合はチェックをお願いします。 が異なっていたものが、所有権移転によりそれらの土地を同一の者が所 有することとなり、一体の土地として利用され、又はそれらの土地が1 筆の土地に合筆されるもの。 ※裏面「添付書類チェックリスト(1)」参照 添 付 書 別紙のとおり 類 考 備

(裏面に続く)

<補助事業実績報告書(第9号様式)裏面>

| ※添付し | た書 | 類の□に✓を記入 | | | | | | | |
|-----------------|--------------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 添付書類チェックリスト (1) | | | | | | | | | |
| | <u>/</u> | 補助事業に係る請負契約書又はこれに代わる書類(工事注文請書等)の写し | | | | | | | |
| | ✓ | 補助事業の施工者が発行する請求書の写し又は精算書の写し (工事金額の内訳が記載されているもの) | | | | | | | |
| | ✓ | 補助事業に要した費用を支払ったことを証する領収書の写し ※分割払いの場合は、その全ての領収書 | | | | | | | |
| | ✓ | 補助事業完了後の状況を示す写真 ※A4サイズの用紙に貼付又は印刷し、撮影日を記載 ※残置物がある場合は、当該残置物の現況写真も提出してください。 | | | | | | | |
| | ✓ | (跡地の利活用方法が「売却」で、売却中のとき) ✓ 売却中であることを第三者が確認できる書類の写し(例:物件情報が掲載された不動産事業者等のホームページ画面等)※掲載日が確認できる書類を併せて提出してください。 | | | | | | | |
| | | (跡地の利活用方法が「売却」で、売却済みのとき) □ 売買契約書の写し | | | | | | | |
| | | (跡地の利活用方法が「自己利用」のとき) □ 具体的な利用方法、計画及び状況が確認できる書類(任意様式(参考様式6)) | | | | | | | |
| | | その他市長が必要と認める書類 | | | | | | | |
| 必ず全項 | ※ず全項目について回答してください。 <補助金に関するアンケート> | | | | | | | | |
| - | | この補助金を何で知りましたか? ☑ ホームページ □ 空き家相談窓口 □ SNS □ チラシ □ 空き家相談会 □ 不動産事業者 □ その他() | | | | | | | |
| | | この補助金は、補助対象空き家の解体の後押しとなりましたか? ☑ なった □ 少しはなった □ 全くならなかった | | | | | | | |
| | (| 補助対象空き家を解体除却するに至ったきっかけになったことはありますか?複数回答可) ☑ この補助金により、解体工事費用の負担が抑えられること ☑ 空き家に対する税金(非居住住宅利活用促進税)が導入される予定であること □ 管理不全空家や特定空家として、京都市から通知や指導を受けたこと □ 相続等により使用予定のない空き家を取得したこと □ その他() □ 特にない | | | | | | | |
| | | 補助対象空き家が解体前に空き家であった期間はどれくらいですか? □ 1年未満 ☑ 1~3年 □ 3~10年 □ 10年以上 □ 不明 | | | | | | | |

<補助事業実績報告書(第9号様式)別紙>

補助対象空き家の解体除却に伴い、補助対象空き家の土地とそれに隣接等する土地を合筆又は一体利用する場合のみ提出

第9号様式別紙

添付書類チェックリスト(2)

| 補助対 | 付象空 | き家の | 解体除却に伴い、補助対象空き家の土地とそれに隣接等する土地を合筆した場合又は一体として利用する場合 | | | | | | |
|-------------------------------------|--|-----------|---|--|--|--|--|--|--|
| 1 | ① 補助対象空き家の所有者が、補助対象空き家の解体除却後に隣接等する土地を新 | | | | | | | | |
| たに取得した場合 | | | | | | | | | |
| | ☑ 一体利用する土地の合筆登記を未実施の場合 | | | | | | | | |
| | | | 一体利用する各土地(補助対象空き家が存していた土地を除く。)の所有 | | | | | | |
| | | ✓ | 権移転登記後の登記事項証明書(全部事項証明書)の写し(3か月以内に | | | | | | |
| | | | 発行されたもの) | | | | | | |
| | | | 現況写真 (一体として利用する土地の全景が分かるもの) | | | | | | |
| | | ✓ | ※A4サイズの用紙に貼付又は印刷し、撮影日を記載 | | | | | | |
| | | ✓ | 誓約書(第 13 号様式) | | | | | | |
| | | | 体利用する土地の合筆登記を実施済みの場合 | | | | | | |
| | | | 合筆後の土地の登記事項証明書(全部事項証明書)の写し(3か月以内に | | | | | | |
| | | | 発行されたもの) | | | | | | |
| | | | 現況写真(土地の全景が分かるもの) | | | | | | |
| | | | ※A4サイズの用紙に貼付又は印刷し、撮影日を記載 | | | | | | |
| | | | 誓約書(第13号様式) | | | | | | |
| 2 | 補具 | 助対 | 象空き家の所有者が、補助対象空き家に隣接等する土地を新たに取得した | | | | | | |
| 後 | 会に角 | 解体[| 除却した場合 | | | | | | |
| (3) | 補具 | 助対 | 象空き家に隣接等する土地の所有者が、補助対象空き家及びその敷地を新 | | | | | | |
| | | | して解体除却した場合 | | | | | | |
| 4 | 油田 | h 544 | 象空き家及びその敷地並びにそれに隣接等する土地の所有者以外の者が、 | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | それらを新たに取得して解体除却した場合 | | | | | | | | |
| | | | A 4 サイズの用紙に貼付又は印刷し、撮影日を記載 | | | | | | |
| (交付申請時に合筆登記未実施であったが、その後、合筆登記を実施した場合 | | | | | | | | | |
| | | | 合筆登記後の土地の登記事項証明書(全部事項証明書)の写し(3か月以内に | | | | | | |
| | | 発行 | 行されたもの) | | | | | | |
| 10/3/17 | - / - | | 車粨にけチェッカフをしてください | | | | | | |

※添付した書類にはチェック☑をしてください。

<補助金請求書(第11号様式)>

第 11 号様式 (第 13 条関係)

京都市空き家等の活用・流通(敷地活用)補助金請求書

| (宛先) 京都市長 | 令和 7 年 9 月 2 0 日 |
|--------------------|--------------------|
| 申請者の住所(〒 604-8571) | 申請者の氏名 |
| 京都市中京区寺町通御池上る | 京都 太郎 |
| 上本能寺前町488番地 | (電話:090-0000-0000) |

該当するものに「○」及び「✓」を付けてください。

振込口座 金融機関名 店舗名 預金種目 口座番号 ☑普通(総合) 支店 銀行 □当座 みやこ 京都 1 2 3 4 5 6 7 □貯蓄 金庫 出張所 □その他 タ キョ ウト 口座名義 (フリガナ) 口座名義 京都 太郎 ◆── 申請者の氏名と一致させてください (漢字等)

- ※ 原則として、申請者の名義の口座を記入してください。
- ※ ゆうちょ銀行の場合は、振込用の店名(漢数字)・預金種目・口座番号を記入してください。

記入間違いやチェック漏れがあると振込みができませんので注意してください。

<誓約書(第12号様式)>

登記事項証明書に記載された所有者の住所と現住所に相違があるときで、 登記事項証明書に記載の住所と氏名が記載された書類を提出できない場合

第 12 号様式

誓約書

(宛先) 京都市長

京都市空き家等の活用・流通(敷地活用)補助金を申請するに当たり、登記事項証明書(全部事項証明書)の権利部(甲区)に記載された住所と現在居住している住所が違いますが、本人に相違ありません。

令和 7 年 4 月 1 日

(申請者)

住 所 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

氏名 ___ 京都 太郎

| | (,) [,] | > 補助対象空さ家のある土地又はその際 | ₩を収侍しに場合 | | | | | | |
|---------------------------------------|---|---|---------------------------------------|--|--|--|--|--|--|
| 第 13 号様式 | | | | | | | | | |
| 誓約書 | | | | | | | | | |
| (宛先)京都市長 | (宏生) 古都市長 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| / | 該当する□に✓ (どちらか一方 又は 両方) | | | | | | | | |
| | 京都市空き家等の活用・流通(敷地活用)補助金(以下「補助金」という。)の交付申請又は実績報告に当たり、私が取得した | | | | | | | | |
| (□ 補助対象空き | 家が | 存する土地 | | | | | | | |
| ☑ 補助対象空き家が存する(存していた)土地に隣接等する土地 | | | | | | | | | |
| の取得の相手方につ | ひいて | て、下記のとおり相違ありません。 | | | | | | | |
| 上記の口に ✓ を入れたもの 取得した土地)について記 |) (申 | てください | | | | | | | |
| X(1) 072 ± 367 (E) | ,,,, | 記 | | | | | | | |
| | | 所在 | 取得の相手方 | | | | | | |
| 対助対角空き宮 | 京 | 都市 区 | □ 親族(※1) □ 親族(外 | | | | | | |
| 補助対象空き家が存する土地 | (í | 合筆登記済みの場合は合筆前の地番) | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | 1 | 京都市〇〇区 △△町21番地5 | | | | | | | |
| | | (合筆登記済みの場合は合筆前の地番) | □ 親族☑ 親族以外 | | | | | | |
| | | (1 + 2 16)(17) 22 // 10 1 4 10 17 26 87 | | | | | | | |
| 補助対象空き家 | | 京都市 区 | | | | | | | |
| が存する(存していた)土地に | 2 | (合筆登記済みの場合は合筆前の地番) | □ 親族 □ 親族以外 | | | | | | |
| 隣接等する土地 | | (日半豆に田ッパン分の日は日半田・シル田) | | | | | | | |
| | 3 | 京都市 区 | | | | | | | |
| | | (人体がコックスの用人は人体やの地瓜) | □親族□□親族□□ | | | | | | |
| | | (合筆登記済みの場合は合筆前の地番) | □ 親族以外 | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | 令和 7 年 8 | 月 20日 | | | | | | |
| (申請者) | | | | | | | | | |
| 住 所 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 | | | | | | | | | |
| 年 夕 京都 太郎 | | | | | | | | | |

<委任状(第14号様式)> 申請手続等を申請者以外の者に代行させる場合

※ 代理人についても本人確認を行います。 代理人が法人の担当者の場合は、担当者本人の本人確認書類の写しと併せて、 法人の従業員であることを証明する書類(社員証等)の写しを提出してください。

第 14 号様式

委任状

令和 7 年 4 月 1 日

(宛先) 京都市長

住所

 $(\mp 604 - 8571)$

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

委

任

氏名

者

京都 太郎

連絡先

(電話番号) 090 - 0000 - 0000

私は、次の者を代理人と定め、京都市空き家等の活用・流通(敷地活用)補助金に係る一切の手続の権限を委任します。

住所(法人の場合は所在地)

(7604-0925)

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町〇〇〇番地

代

氏名(法人の場合は、名称、代表者名及び担当者名)

理人

御池 花子

連絡先

(電話番号) 080 - ΔΔΔΔ - ΔΔΔΔ

※可能な限り、平日の日中に連絡がとれる番号を御記入ください。

※ 代理人についても本人確認を行いますので、本人確認書類の写しを提出してください。 なお、法人の場合は、担当者本人の本人確認書類の写しに加え、担当者が法人の従業員であ ることを証明する書類(社員証等)の写しを提出してください。

12 よくある質問と答え

(1) 対象となる建築物に関すること

(1)-1 平成元年1月8日以降に家屋の一部を増築していますが、補助の対象 となりますか?

昭和64年1月7日に現に存していた部分があれば対象となります。 ただし、昭和25年11月23日に現に存し、又は現に建築、修繕若しくは 模様替えの工事中であった木造の建築物は対象外です。

(1)-2 現在居住している家屋を建て替える場合も対象となりますか?

人が居住している場合は対象となりません。

なお、転居等して居住しなくなった場合は、居住しなくなった時点で補助対象となります。

(1)-3 未登記の家屋は対象となりますか?

建物が未登記の家屋も、申請者から提出いただく登記以外の書類で補助要件 を満たしていることが確認できれば対象となります。

(1)-4 路地奥の再建築不可物件も対象となりますか?

路地奥の再建築不可物件も対象となります。

(1)-5 既存不適格物件も対象となりますか?

既存不適格物件も対象となります。

(2) 対象者に関すること

(2)-1 入院している母の名義の家屋を解体除却したいのですが、子の私が補助金を申請できますか?

入院中であることを理由に、所有者以外の方が申請することはできません。 ただし、お母様が自ら事業を行う(事業者等と契約して解体除却工事を行う) 場合で、自身での申請等手続が困難な場合には、手続を代行することができま す。(手続を代行する場合は、委任状が必要です。) (2)-2 亡くなった父の名義になっている家屋を解体除却したいのですが、子の私が補助金申請できますか?

法定相続人であれば申請できます。ただし、申請者以外に家屋の権利を有する人がいる場合には、全員の同意書が必要となります。

(2)-3 市内に空き家を所有していますが、市外に居住しています。補助金の申請はできますか?

申請できます。

なお、申請は郵送でも行うこともできます。

(3) 対象工事に関すること

(3)-1 既に解体除却が終わっている又は解体除却中の工事は補助の対象となりますか?

対象となりません。解体除却工事に着手する前に補助金の交付申請をし、本市から交付決定を受ける必要があります。

(3)-2 家屋の一部だけを除却する工事でも、補助の対象となりますか?

安全上等の理由によりやむを得ないと認める場合を除き、原則として更地に する工事を対象としていますので、部分的に除却する工事は対象となりません。 ただし、区分所有の長屋建て住宅で、その1住戸を除却する場合等は対象とな る場合がありますので、御相談ください。

(3)-3 家屋の解体除却と併せて行う、ブロック塀や樹木の撤去工事も補助の対象となりますか?

対象となります。ただし、家屋の解体除却を伴わないブロック塀や樹木のみ の撤去は対象外です。

※ ブロック塀の撤去は、別途、「防災まちづくり推進事業(危険ブロック塀 等改善事業)」で補助の対象となる可能性があります。

(3)-4 ブロック塀や樹木等を残すことはできますか?

原則として、敷地内の全てのものを除却することが必要です。残すことに安全上等の理由によりやむを得ない事情がある場合は、御相談ください。

(3)-5 家屋を解体除却した後の整地も補助の対象となりますか?

跡地の適正保全のため必要最小限な範囲(地ならし程度まで)であれば、補助の対象となります。砕石や砂利等による整地や舗装は対象外です。

(3)-6 自分で行う解体除却工事は対象となりますか?

申請者本人が行う工事は対象となりません。申請者と解体除却する事業者と の間で請負契約が交わされ、工事代金の支払が行われるものについて、本市が 補助します。

(3)-7 解体除却工事はいつまでに行えばいいですか?

解体除却工事の完了後(補助対象空き家の解体除却後の跡地とそれに隣接等する土地等とを一体利用する場合は隣地の取得後)、令和8年3月13日までに実績報告書を提出していただく必要があります。

令和8年3月13日までに実績報告書を提出できる見込みがなくなった場合は、速やかに御相談ください。

(4) 工事業者に関すること

(4)-1 解体除却する事業者の指定はありますか?

事業者について、本市の指定はありません。

ただし、解体除却工事を行う業者は、建設業法による許可(土木工事業、建築工事業又は解体工事業のいずれか)の又は建設リサイクル法に基づく解体工事業の登録を受けた事業者である必要があります。

(4)-2 工事業者は市外の業者でもよいですか?

市内に本店又は主たる事務所*を置く事業者である必要があります。ただし、 特別な理由があると認められる場合(P10参照)は、市外に本店又は主たる 事務所*を置く事業者も認めます。

※ 主たる事業所とは、商業登記の法人の住所にあたるものです。(支店や営業所は主たる事務所には該当しません)

(5) 手続に関すること

(5)-1 補助金の申請書類はどこで入手することができますか?

本市のホームページ (P1参照) からダウンロードできます。 市役所分庁舎3階の空き家相談窓口(住宅政策課内)でも入手できます。

(5)-2 補助金の申請窓口はどこですか?

市役所分庁舎3階の空き家相談窓口(住宅政策課内)です。

(5)-3 区役所でも申請等を受け付けていますか?

区役所では受け付けていません。市役所分庁舎3階の空き家相談窓口(住宅 政策課内)までお越しください。

(5)-4 郵送での申請はできますか?

郵送でも申請できます。

(5)-5 家屋を2名の共有で所有しています。連名で申請すればよいですか? また、補助金はそれぞれに支払われますか?

代表者の方を決め、その方が事業を行い(事業者と契約して解体除却工事を 行い)、単独で補助金の申請をしてください。(費用分担等については、当事 者間で事前に協議ください。)

なお、申請に当たっては、他の共有者の方の同意書が必要となります。

(5)-6 家屋と合わせて別棟の物置も解体除却します。 2 棟あるので交付申請 書はそれぞれ提出する必要がありますか?

物置が家屋の附属建物である場合、1 棟として扱いますので、家屋と物置を まとめて交付申請してください。

物置が独立した建物として登記されている場合は、家屋と物置のそれぞれについて交付申請書を提出してください(解体除却工事の契約書の分割までは必要ありませんので空き家相談窓口へ御相談ください)。

(5)-7 補助申請したらすぐに解体除却工事はできますか?

申請後、本市が審査を行います。本市が交付を決定し、申請者が交付決定通知を受け取った後に、解体除却工事に着手することができます。

(5)-8 交付申請後に、申請した工事業者とは別の工事業者と契約したいと考えていますが、どうすればよいですか?

工事見積書及び事業者の建設業許可又は解体工事業の登録のコピーを添えて、補助事業変更承認申請書を提出してください。変更申請をせず工事業者を変更した場合、補助金が支払われなくなる可能性がありますので、御注意ください。

(5)-9 工事の途中で内容や金額に変更があった場合は、どうすればよいですか?

まず、速やかに空き家相談窓口へ相談してください。その後の手続として、 補助事業の変更申請をしなければならない場合があります。

(5)-10 全ての手続をいつまでにすればいいですか?

申請期間は令和7年4月1日から令和8年1月30日(金)までです。その後、市が審査を行い交付又は不交付を決定します。申請者に通知書を送付しますので、交付決定の通知を受けた方は、契約した事業者により空き家の解体除却工事に着手し、解体除却してください。

交付決定の通知を受けた日の翌日から6か月を経過する日又は令和8年3月13日(金)のいずれか早い日までに補助事業(解体除却工事及び跡地の活用・流通)を完了し実績報告書を提出していただく必要があります。上記の期間内に補助事業が完了する見込みがなくなった場合は、その時点で速やかに御相談ください。

(6) その他

(6)-1 どの事業者に解体除却工事を頼んだらよいか分かりません。業者を紹介してもらえませんか?

本市が特定の業者を紹介することはできません。

以下のホームページに、京都市の工事の競争入札参加有資格者名簿(京都市の実施する競争入札に参加する資格を有した業者)を掲載していますので、参考にしてください。

(競争入札参加有資格者名簿)

https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/sanka/list/kouji2.pdf

(6)-2 事業者を選ぶ際に注意することは何かありますか?

工事費が適正であるかを確認するため、なるべく複数の業者から見積もりを 取ることを推奨します。業者の決定に当たっては、工事内容や金額等の検討を 十分行い、納得できる業者を選びましょう。

(6)-3 補助金はいつ支払われますか?

補助事業の完了後に、市に実績報告書を提出していただきます。その後市から交付される補助金交付額確定通知書に基づき、市へ補助金請求書を提出した後に支払われます。